

研究評価はコンセンサス形成のメディアたりうるか？

－日英比較による検討－

米澤 彰純^{1)*}

1) 東北大学高等教育開発推進センター

1. 評価と財政配分とのリンク：中心事例としての英国RAEとその危機騒動

2004年度に法人化された日本の国立大学では、2008年度に予定されている中期目標・中期計画の評価の実施に向けた具体的な準備が進んでいる（IDE 2007など）。文部科学省内に設けられた国立大学法人評価委員会は、2007年4月6日に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（国立大学法人評価委員会2007）を公表した。同要領において明らかにされたスケジュールによれば、毎年の年次評価の他に、次期中期目標・中期計画の検討に資するとともに、運営費交付金の算定に反映させる観点から、2008年度に中期目標・中期計画に対しての暫定的な評価が実施されることになった。この評価結果をもとに2009年度に次期中期目標の策定作業が行われ、その上で、2010年度に「評価」が実施される。

各国立大学は、2008年6月末までに「業務実績報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会に提出することが求められる。そして、国立大学法人評価委員会は、①教育研究等の質の向上、②業務運営の改善及び効率化、③財務内容の改善、④自己点検・評価および情報提供、⑤その他について「業務の実績の総合的評定」を行う。このうち、「教育研究等の質の向上」については、独立行政法人大学評価・学位授与機構（NIAD-UE）が国立大学法人評価委員会に提出する「教育研究の状況」の評価を尊重することになっている。

NIAD-UEは、まず、教育・研究それぞれについて

の「水準」と「質の向上度」についての判断を行う。そのうえで、これら「水準」と「質の向上度」についての判断をもとに中期目標・中期計画のうちの教育・研究に関する目標・計画の達成状況を評価する。そして、この評価結果は、2008年度末までに公表され、国立大学法人評価委員会に通知される。

国立大学法人のスキームには、中期目標・中期計画の達成度を何らかの形で予算配分に結びつけるという要素が織り込まれており、したがって、その評価は、財政配分を意識したものであることが、当初から運命づけられている。周知のように、評価と財政配分のリンクという考えが初めて明確に政策文書に現れたのは、1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」であり、そこには、「限りある公的資源の効果的な配分の実施、資源配分における透明性の向上と社会に対する説明責任の観点からも、それぞれの資源配分の目的に応じ、きめ細かな評価情報に基づきより客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある」との考えが示された。1998年の大学審議会答申は、国立大学の法人化方針の確定以前のものであるが、その後、実際に国立大学法人化の制度構築が進むなかでも、一貫して第三者評価の結果による適切な資源配分という考え方が示され続けている。また、この他にも、COEやGPなどの様々なプロジェクト型の資金が「競争的な資源配分による大学の組織的な教育研究活動助成事業」あるいは「国公私立を通じた大学教育改革の支援」の名の下で評価にもとづいて配分されている（IDE2006）。

*）連絡先：980-8576 宮城県仙台市青葉区川内41 東北大学高等教育開発推進センター

財政配分とのリンクを前提とした評価のあり方については、喜多村（2002）が各国において必ずしも主流のあり方でないことを指摘しているが、研究に関して言えば、英国の高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Councils）が実施する研究評価（Research Assessment Exercise: RAE）と、それに基づく研究資金の配分は、日本を含め、各国に大きな影響力を与え続けている。国立大学間の財政配分を、従来のあいまいな増分主義予算のなかのさじ加減的な決定ではなく、予算が増えない中で、どのように行政としての透明性を確保し、説明責任を果たしうるかと考えたとき、公的資金を投入する大学の業績を第三者的に評価させ、その結果に基づいて財政配分をすることで様々なステークホルダーを納得させようという考え方自体は、現在の行政のあり方の主要な趨勢であり、大桃（2002）はこの観点からの大学政策の問題点を議論している。

しかし、RAEは、1989、1992、1996、2001年と、数年ごとに実施に移されるたびに様々な議論を呼び起こしてきた。はたして、財政配分の正当化に耐えうる公正な評価とは何か、評価のための費用は、英国の大学における研究活動の振興という便益に対して本当に見合ったものといえるのかが、その主な論点である（例えば秦編2005）。この、費用対便益を巡る議論は、アカデミック・コミュニティや学術活動そのものの破壊・歪曲の危険性といった根本的なものから、評価方法の効率化による費用削減というテクニカルなものまで、様々なとらえ方がそれぞれの立場からなされた。前者の立場からは、RAEそのものの廃止が究極の主張として叫ばれるのだが、実際の制度変更では、主に後者のテクニカルな側面に焦点が当てられてきた。そして、2006年、2008年の次期RAEの実施を目前として、ピア・レビューとしてのRAEを廃止または大幅縮小し、主に外部研究資金獲得額など数量的な指標とリンクさせる形で配分を行うという案が急浮上した。

今回の騒動は、長年様々な論争が繰り返されてきた大学の世界からではなく、騒動勃発当時すでに次期労働党首候補であったゴードン・ブラウン（Gordon Brown）首相（当時財務大臣）が発した問題提起によってはじまった（Sutherland 2006）。2006年3月、

英国財務省は、貿易産業省（Department for Trade and Industry）、教育技能省、保健省とともに、『科学革新枠組み2004-2014：次のステップ（Science and Innovation Investment Framework 2004-2014: next step）』（HM Treasury, etc. 2006）と題された報告書を発表した。そこでは、英国の研究の世界水準の卓越性を支えるため、保健関係の研究資金配分の一元化と、2008年RAEのあとの研究の質の評価と教育技能省からの質に関連した（quality related: QR）研究資金の配分を数量ベース（metrics-based）にするというものである。これをうけて、英国政府は数量ベースの研究評価システムの望ましいオプションについてのコンサルテーションを行うためのワーキンググループを立ちあげた。これにもとづき、英国教育技能省は2006年6月13日付で、その意見を公表し、4か月間にわたりパブリック・コメントを求めた（Department for Education and Skills 2006a, 2006b, 2006c）。なお、この間、ブラウン氏による問題提起が時期的に2008年までまだ間があったことから、2008年RAEの実施の是非自体も議論の対象にのぼったが、一部次期RAEに向けての試行的な評価を取り入れるとした上で、予定通り実施されることになった。なお、政府は、予算案報告（2006年12月6日）を行った際に、2008年RAEの実施を確認した上で、科学・技術・工学・医学に関しては、研究収入、研究学生、引用を含む数量ベースの評価を行い、これ以外については同様の手法に研究アウトプットについての軽微なピア・レビューを行うとしたうえで、これらを2014年以降の予算配分に反映させること、イングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England: HEFCE）が2007年9月末までに新しい仕組みについて報告することなどを提案した。これをうけHEFCEは2007年11月22日に新たな研究卓越枠組み（Research Excellent Framework: REF）を公表し、コンサルテーションを行っている。

2. 評価と財政配分がリンクされる文脈

英国の事例から、日本への教育行政・政策としてのインプリケーションを引き出そうとする場合には、英国の高等教育財政におけるRAEの位置づけとその社

会的文脈を、正確に理解する必要がある。まず、英国の高等教育財政においては、公的な研究資金の配分は、高等教育財政カウンシルからの基盤的研究資金の他、研究カウンシル（Research Council）からのプロジェクトベースの研究資金の二元構造（Dual Funding）となっており、また、高等教育財政カウンシルからの資金の大半は教育資金となっているなど、英国の高等教育の財政全体の中に占めるRAEにもとづく研究資金の配分の割合は小さい。しかしながら、この研究資金の大部分は、上位の大学に集中して配分されており、それゆえに、RAEの結果で示される序列が英国の大学間の序列形成に及ぼす影響は、大変大きなものとなる。また、研究評価の方法においては組織的な要素が強調されているが、最終的な研究成果は研究を行っている個人をいかに大学が抱えているかで決まることから、必然的に英国の研究者個人が評価にもとづく報償や資源配分のゲームに多かれ少なかれ巻き込まれるという事態を招いている。

RAEを実施するイングランド高等教育財政カウンシル（Higher Education Funding Council for England）の組織的な起源は、英国において大学の財政自治権の象徴的存在であった大学基金委員会（University Grants Committee：UGC）であり、その後、大学財政カウンシル（University Funding Council）、そして1992年の旧ポリテクニクへの大学昇格に合わせた財政統合により成立した経緯がある。すなわち、政府の監督下とはいえ、高等教育財政カウンシル（HEFCs）には、高等教育の財政配分における広範囲の裁量が与えられており、その配分には、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）を含め、高等教育の関係者も深く関わることになる。特に、現行のRAEは、アカデミック・コミュニティの同僚による評価、ピア・レビューに基づく評価であることから、ここに、学術界のオートノミーと政府からの独立性という古典的な原則が、一定程度保たれているのである。しかしながら、日本と同様、アカデミック・コミュニティとは、本質的に平等と言うよりは階層的な社会であり、主に歴史や伝統と深く関わる形での大学間の序列が存在する。特に1990年代以降は、1992年に一斉に旧ポリテクニクから昇格した新大学（new

universities）の出現のなかで、いかに旧来の格差的な研究資金の財政配分を正当化するかという英国の高等教育固有の政治的文脈が形成された。様々な例外があるとはいえ、RAEがこのような英国の高等教育の序列やパワーの構造の維持を全体としては正当化する役割を担ってきたとするのが一般的な理解である。

このなかで、すでに触れた度重なるRAE批判の中で、ゲーム化し、意味を失いつつあるとされるピア・レビューとしてのRAEを、いかに改革していくのかの議論が進められてきた。岩田（2005）は、2002年から2004年春にかけて出版された3つの文書「下院 科学・技術委員会報告 要約および提言と結論」「ロバーツ報告」「RAE2008に向けて：英国の高等教育予算配分組織による初期決定事項」を訳出し、解題をおこなっている。このうち、2001年RAE実施後に行われた様々な意見聴取に基づき、2008年RAEの実施にむけて研究評価を行ったのが「ロバーツ報告」である。ロバーツ報告のなかで特徴的なのは、評価活動の費用対便益についての問題を指摘していることであるが、同時に、このことについて、研究活動への関与の度合いにより評価の密度を変えることで対処しようとしているほか、この時点で英国の多くの関係者がピア・レビューを支持しているとのことから「専門家によるピア・レビューの重要性」を指摘し、その上で、「評価の結果と資金配分とのつながりをより明確にする必要性」「透明性を一層高める必要性」などを主張している。この中で、業績指標（パフォーマンス・インディケータ）については、「情報として示されるが、評点付けはそれに拘束されない」としており、ピア・レビュー原則を貫いている。

ロバーツ（Roberts）は、この後、それまで業績指標に基づく研究費配分を行っていたオーストラリア政府に招かれ、オーストラリアの研究質評価フレームワーク（Research Quality Framework）を検討するための専門諮問組織（Expert Advisory Group）の座長となり、ピア・レビューを重視する最終報告書を2005年11月にまとめ、これにもとづき2007年に評価が実施されることになった（杉本2006）。

これに対し、先述のnext step報告書は、以上のような研究基盤資金の配分におけるピア・レビューの業

績指標への優先という原則に対し、根本的な方針転換を迫るものとなっている。同報告書は、二元資金配分システムの意義を認めながらも、現行のRAEに対し、①膨大な行政費用、②出版や採用などの大学の行動への影響、③ピア・レビューが既存の学問体系を強化し、分野横断的 (interdisciplinary) な学問の価値を十分に認められない、④RAEは理論的には使用者に焦点をあてた (user-focused) 研究と好奇心に基づいた (curiosity-driven) 研究を同等に扱っていることになっているが実際どうかは明確ではない、との問題点を指摘している。そして、現行のHEFCEの研究資金の配分と、研究カウンシルの基金 (Research Council Grant) の配分とのあいだの相関が2004/5年で0.98に達すると図を示し、数量ベースのQRファンディングのオプションを提唱したのである。

以上をうけて、英国教育技能省は、2006年6月13日付で、同省高等教育局長のアラン・ウィルソン卿 (Sir Alan Wilson) 及びHEFCEの当時次期理事長予定者・現理事長であるデービッド・イーストウッド (David Eastwood) イースト・アングリア大学長が共同議長を務めたRAEの改善方策に関する関係者会議の意見を公表し、4か月間パブリック・コメントを求めた。この会議では、next step報告書が提唱する線に沿って、現行のピア・レビュー形式の負担軽減と評価の透明性を高める観点から数量ベースの評価による代替方策を検討した。結論として、現在利用可能なデータを駆使してもただちに現行のピア・レビューによる研究評価に代替させることができないとしたうえで、自然科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、数学 (Mathematics) 及び医科学 (Medical Subjects) (以上STEM) の分野については、研究カウンシルの研究グラントをはじめとする外部研究資金獲得額等が、研究レベルの水準を比較的良く反映するデータとして機能するとした。その上で、①2008年RAEは予定どおりピア・レビューを中心に実施 (但し各分野の審査委員が各種のデータ数値を参考にすることは可能)、②これと並行して自然科学関係の「STEM」分野について、各種のデータ数値に基づく「影の研究評価」を試行して次回以降の研究評価に備える、③さらに、これらのうち一部の科目及び大学

については、早ければ2009年度からデータ数値による研究評価を段階的に導入、④人文科学など「STEM」以外の分野では、より多様なアプローチが必要と考えられ、少なくともしばらくはピア・レビューを継続せざるを得ないものの、HEFCEと人文科学研究カウンシル (Arts and Humanities Research Council: AHRC) とで共同ワーキンググループを設けるなどしてデータ数値による研究評価方法を検討、⑤研究評価方法の変化により各大学の経営が不安定にならないよう、研究分助成額が前年度に比べて例えば5%以上増減しないよう、激変緩和措置を設ける、⑥研究評価方法の変更により予想外の悪影響が拡がることのないよう、大学助成関係者において常に状況を予測、監視し、対策を講じるなどの提唱をおこなった。また、コンサルテーションでは、外部研究資金獲得額を中心に、(A) 単純に外部研究資金獲得額を基準に評価・配分、(B) 外部研究資金獲得額を研究者数で割り、(過去の研究評価に基づいて算出した) 研究分野別1人当たり必要研究費指数 (1.0~1.7) で加重したものをを用いる、(C) 68分野別の配分総額を、分野毎に各大学の外部研究資金獲得額で評価、配分、(D) Bと同じだが、これまでの研究評価と同様、研究分野 (ユニット) 別に一定基準以下のところには配分しない、(E) Aと同じだが、医科学への配分が多いチャリティ (財団等) からの資金導入を少なめに評価するなどの調整という5つの研究評価モデルを提案、前回2001年の研究評価におけるデータを使って大学毎に各モデルで試算した結果を公表した。この試算結果からは、(外部研究資金の取りやすい医科学や大型研究、産業界等との連携に強い大学などが有利になるため、) オックスフォード大学のほか、応用研究に力を入れている新興大学がピア・レビューの研究評価よりも増額されるものの、基礎研究や小型研究に強い、伝統ある研究大学の多数が減額となることが示された。

以上のNext Step報告書の提言と、教育技能省のコンサルテーションに対しては、高等教育政策を専門とするシンクタンク高等教育政策インスティテュート (Higher Education Policy Institute: HEPI) により、外部からの検証がなされている (Sastry and Bekhradnia 2006a, 2006b)。next step報告書に対して5月の時点

でなされた検証としては、規模やその他の問題により相関が実態以上に高く見積もられた推測値が使われているなど、研究資金の獲得額との単純な相関を行った場合の技術的な問題点の指摘の他、そもそも研究資金が一部に対して集中的に配分されるという構造自体が引き起こしている問題に関して、RAEを数量ベースの評価に切り替えることでは解決にならず、さらに問題を深刻化させる可能性もあった。次に、政府のコンサルテーション提案に対する検証を行ったコメントでは、政府の提案がRAEと数量ベースそれぞれの諸問題を十分に検討したものとなっておらず、特に数量ベースの評価に関連する費用や問題について、検討が不十分であるとしている。その上で、ピア・レビューと数量ベースの評価とを二者択一ではなく、それを組み合わせるような選択肢を示唆、提唱している。このほか、大学諸団体からも同様なRAE擁護論が出され、最終的には2008年のRAEに関しては実施が確定した。その上で、それ以降に関しては、STEM以外の分野ではピア・レビューの部分的存続が打ち出されたとはいえ、政府は指標ベースの財政配分を進める方針を崩してはいない。

3. グローバル化の中での大学評価と財政配分

以上のような、ピア・レビューと数量ベースあるいは業績指標などによる評価との間の選択の問題は、実は日本にとって新しい問題ではない。Yonezawa (2003) は、21世紀COEプログラムの設計から実施にいたるプロセスでの議論を分析し、日本の政府と大学とが、「世界水準」の大学形成を目指して、同床異夢の共同歩調をとったことを論じている。21世紀COEのプログラムを作成する当時、文部科学省は、当初、「客観的」な業績指標による評価をめざしており、申請に用いるための例示としての業績指標リストを提示した。これに対し、様々な議論を経て、最終的には江崎玲於奈座長がピア・レビューにもとづく「主観」での評価を宣言し、提出された業績指標などの扱いは各分野ごとの委員会の判断に委ねられた。しかしながら、結果として現れたCOE獲得数のランキングでは、東大が1位、京大が2位、残りのベスト10を旧7帝大と東工大、そして慶應と早稲田が占めるという、評価以前から誰も

がイメージしていた日本の大学の序列をくつがえすものではなかった。

英国と日本を含む世界各国で、「世界水準の研究大学」政策が普及したことが、一方で、研究評価と財政配分のリンクの主張を支える新たな共通の論理となりながら、他方で、既存の大学の序列がさらに強化される傾向が進んでいる。すなわち、各国の旗艦大学が、世界大学ランキングでの位置づけをめぐる火花を散らすという状況の出現により、米国以外における大学において、アカデミック・コミュニティの「頂点」に君臨しているとの感覚が消滅した。各国においては、旗艦大学からの国による資源集中への要請がみられる。

このような研究資金の特定の大学や研究組織への集中配分は、「(疑似) 市場競争」とでもいえる、プロジェクト型の資金配分の場合、ルールを明確にし、透明性が確保されれば、一定の理解が得られやすいと考えられている。しかしながら、実際のプロジェクト採択のための審査プロセスにおける透明性、公平性については、常に多くの疑問が生まれる余地がある。どの分野にいくら配分するのか、あるいは競争が成り立たないような特定の個別性が高い分野への資金の配分をどう考えるかなど、各論に入れば様々な疑問点が出てくる。

実際には、国公立大学システムに限れば、多くの国で、少なくとも国を代表するような研究大学に対しては、研究基盤を支えるような資金が用意され、Dual Fundingと呼ばれる二元的な資金配分がなされており、すべての研究資金の集中がプロジェクト型の資金配分のみで生じているわけではない。例えば、基盤的研究資金という形での配分が教員に対してなされていないと考えられている米国においても、カルフォルニア・マスター・プランに代表されるように、州の旗艦大学に対して、優先的な基盤経費の配分を行っている州は多い。

英国の特殊事情は、本来、このような基盤的な研究資金が無前提に保証されるべき部分が、特に1992年以降もともと研究活動という意味で圧倒的に差があった旧ポリテクニクがそれ以前の大学と同等の地位を得て、また、逆に、トップ大学に対してはグローバル化のなかでそれまで以上に国際競争上優遇されるべきだとの考えが採られることで、傾斜的な配分を行い、し

かもそれを研究評価によって正当化しなければならなくなつたことにある。日本においても、1980年代以降、基盤的研究資金の予算拡充が抑制されるなかで、プロジェクト型の研究資金の配分の割合が増加していった（阿曾沼2003）わけだが、それと同時に、それまで、例えば講座制と学科目制、実験と非実験、博士課程の設置の有無、そして、大学院重点化など、その時々様々格差的な予算措置によって隠然と差がつけられていたあり方が、一方で世界水準の研究大学の形成、他方での予算削減というジレンマの中で、真正面から財政配分に差をつけ、それを評価により正当化することが、政府、大学関係者、そして社会の合意として、ニュー・パブリック・マネジメントの考えのもとにある独立行政法人スキームの異形として、国立大学法人評価の枠組みの中で実施に移されようとしているのである。

なお、カリフォルニア・マスター・プランのように決めうちで特定の大学を優遇するという提言は、日本や英国では議論としては出てきているが、実現の可能性は高くない。現在の日英両国は、すべての大学に同等の地位を与えた上で予算配分の差別化を図るという課題設定を行い、これを研究を中心とした評価により正当化しようと挑戦し続けている。この評価の手法としては、ピア・レビューか、あるいは数量的なものを中心とした業績指標、あるいはその両者の組み合わせとなる。そして、このような競争的資金配分には、一般的には「弱者救済」政策が付随し、この方策により評価メカニズムによる資源配分の歪みについての構造調整をはかることになるが、そもそも、「救済される弱者」としてのラベルを貼られること自体が、その大学や学問分野の発展の大きな障害となりうる。そして、評価活動の担い手からは、評価が財政配分とリンクし、あるいは財政配分から評価を語ることで、大学の活動の質の向上を目指す評価のあり方そのものに対して「ゆがみ」が生み出されるという議論が強く出される。

4. コンセンサス・メディアとしてのピア評価： 日英の異同

以上をふまえた上で、英国と日本の文脈の間の、考

慮すべき大きな違いは、ピア・レビューがもつ文脈の違いである。UGCからの大学人を長とした財政配分団体の長い伝統を持つ英国では、大学間の財政配分の決定を大学自身が行うという意味でのオーナーシップ感覚がどこかに残存している。これに対して、現行で明らかにされている評価計画のなかでは、評価結果を予算にどう結びつけるかの意志決定において、ピアである大学関係者がどのような役割を果たすのかは、全く明示されていない。

さらに、日本でのピア・レビューの発現は、大学の基盤研究費の配分に及ぶことはなかった。大学の基盤経費の配分に関わる大学の組織としての研究の評価にピアが関わる時、ピア・レビューの意味合いは、大きな転換を迎えることになる。すなわち、そこでのピアは、もはや学術を振興させるという共通目標を掲げた共同体とは言いがたく、そこにいずれにしても生まれてしまう格差的な資源配分のあり方について、競争しながら合意を取り付けるポリティクス場となる。

すなわち、英国、そして日本の研究資金の評価と財政配分との実態からは、どのような評価によるどの程度の資金配分の集中と分散が最も効果的で、費用に対する便益を最大化させるかを客観性や科学性をもって特定できる状況とは、ほど遠い現実が確認される。そのひとつの証拠は、英国のRAEによる財政配分の仕方は、RAEの結果が出て、それを見てから決定されることである。日本でこれから実施に移される中期目標・中期計画の実施においても、評価を実施する時点で、どのような形で評価結果が財政配分とリンクするかが明示されるかは予断を許さない状況が続いている。

もちろん、評価を行うこと自体の副次的なメリットやデメリットの存在は認めた上で、現在の所、評価と財政配分とのリンクは、格差的な財政配分を正当化するためのプロセスとしての評価であり、その費用は様々なステークホルダーが納得するための費用なのである。この格差的な高等教育システムの構造の中で語られる、より費用が高いピア・レビューと、より簡便だが細かいところで人為的なコントロールが効きにくい業績指標による評価との比較の時、ピアに対してオーナーシップ感覚を持ちうるのは、力が強い、勝つことが約束されている学術関係者であり、そうでない

学術関係者にとっては、ここでのピアはすでにピア(同僚)でないのかもしれない。

次に、政府の側に立ったとき、財政配分が評価とリンクされることが「効率的」であり「必要」であるかどうかという論理と、評価が財政配分の意志決定のための「道具」として「使い勝手」がよく「便利」であるかどうかの議論は、別物である。特に、もともとピアの支配が基盤経費の財政配分に及んでいなかった日本のような環境では、英国ほど強く、ピア・レビューを政府として支持しなければならない理由は見あたらないだろう。すなわち、評価と財政のリンクを問題視することが、必ずしも格差的な財政配分そのものを否定することにつながるわけではなく、評価のプロセスを経ても結果的に恣意的で不透明な財政配分へとつながる可能性は、十分にある。また、高等教育の財政配分の意志決定のあり方として、評価とのリンクが唯一の有効な手法であるという明白な根拠もない。すなわち、高等教育や研究活動のように効果が長期的にしか測ることができない分野では、ステークホルダーの納得が得られるかどうかという点を考慮に入れなければ、ピア・レビューや業績指標などの評価による情報を得たからといって、より「効果的」な財政配分への意思決定につながるとは、必ずしも言えない。

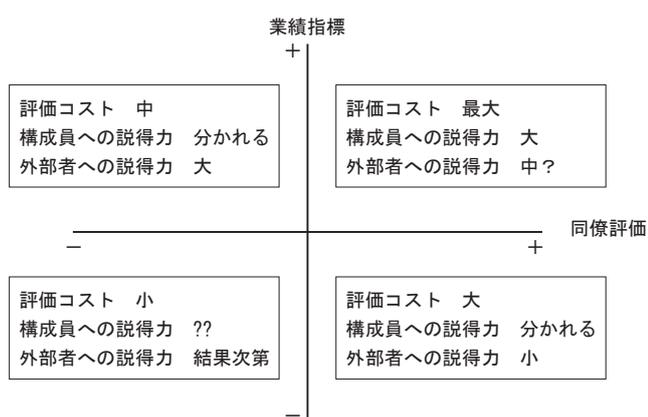


図1 業績指標と同僚評価

以上より、大学の研究評価をどう行うか、特に、費用がかかるピアによる評価をどの程度まで行い、より費用はかからないが細かな配慮が行いにくい研究資金などの量的な業績指標をどの程度用いるかは、政府・大学・市場の三者の間のパワー・ポリティックスの間

題として理解することが適当である。現在の実際に行われている高等教育の評価は、効果的な財政配分のための意思決定に役立つ情報を生み出し、また、そのように活用されているとは必ずしも言えないこと、そして、それにとどまらず、実際に評価の結果に基づいて決められる財政配分を、正当化し、関係者の広い合意を得ているとも、必ずしも言えない。評価を大学のあり方についての、とくに格差配分を前提としたときのコンセンサス形成のメディアととらえた場合、両国の議論は最終的には効率性など、「科学的」とでもいべきアプローチとは無縁なパワーゲームに終始し、最終的にはいずれの高等教育システムにおいても有効に機能し得ないのではないだろうか。

今、大学の財政配分を巡る議論に必要なのは、「評価」以前の問題、すなわち、アカデミック・コミュニティの共生・発展へコミットメントをいかに生み出すかのビジョンの緻密な検討である。このビジョン形成が、グローバル化やニュー・パブリック・マネジメントなどの外部的な圧力ではなく、内発的なアイデア形成として生み出されていけば、そこにはピアによるオーナーシップが再生される契機が見つかるかもしれない。

参考文献

阿曾沼明裕2003『戦後国立大学における研究費補助』多賀出版
 秦由美子編2005『新時代を切り拓く大学評価 日本とイギリス』東信堂
 Department for Education and Skills 2006a, *Reform of Higher Education Assessment and Funding: A Consultation*.
 Department for Education and Skills 2006b, *DFES Consultation on the Reform of Higher Education Research Assessment and Funding: Summary of Responses*.
 Department for Education and Skills 2006c, *Response to Consultation on Successor to Research Assessment Exercise (December 6)*.
 HM Treasury, etc. 2006 *Science and Innovation Investment Framework 2004-2014: next steps*.
 IDE 2006『IDE現代の高等教育』No.479
 IDE 2007『IDE現代の高等教育』No.490.
 岩田末廣2005「RAE2001からRAE2008へ - 「下院委員会

報告」「ロボーツ報告」と「RAE2008」の解題－
喜多村和之2002『大学は生まれ変わるか－国際化する
大学評価のなかで』中公新書
国立大学法人評価委員会2007『国立大学法人及び大学共
同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る
実施要領』
大桃敏行2002「大学改革と多様な公共性の交差」『教育学
年報9』世織書房, 181-202頁.
杉本和広2006「オーストリア・ニュージーランドの大学
における研究評価」岡田益男編『研究活動の活性化を
志向した基礎研究評価のあり方』（科学技術振興調整費
委託費報告書), 3-27-34頁.

Sastry, Tom and Bekhradnia, Bahram 2006 Using metrics
to allocate research funds: updated with new annex ,
Higher Education Policy Institute.
Sastry, Tom and Bekhradnia, Bahram 2006 Using
metrics to allocate research funds: initial response to
the Government’ s consultation proposals , Higher
Education Policy Institute.
Sutherland, John 2006, ‘Wizards will replace the witch
with a worse evil’ , THES電子版, 31 March.
Yonezawa, Akiyoshi 2003 Making “World-class
Universities” : Japan’ s Experiment, Higher Education
Management and Policy, OECD (Volume 15, No. 2, pp.
9-23